採用に向けた活動等におけるハラスメントの防止等について

香川県病院局では、令和８年 10 月１日施行の「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第 63 号）」の趣旨を踏まえ、次のとおり必要な事項を定めるとともに、病院局職員志望者等に対する、採用に向けた活動等におけるハラスメントの防止等に取り組むものとします。

１　定義

（１）病院局職員志望者等

病院局職員（会計年度任用職員を含む。）として採用されようとし、その意思を表示している者や病院局が行う説明会、病院見学並びに病院実習等の活動に参加している者をいう。

（２）採用に向けた活動等

病院局職員志望者等が行う、採用に向けた活動や職業の選択に資する活動であって、以下のものを含むものとする。なお、ＳＮＳ等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれ、職員が通常勤務している場所で行われるものに限らない。

①採用（選考）試験の受験

②就職説明会、病院見学、病院実習への参加

③その他病院局職員志望者等が行う採用に向けた活動又は職業選択に資する活動

（３）ハラスメント

病院局職員志望者等に対する、採用に向けた活動等における以下のハラスメントに類するものをいう。

①セクシュアルハラスメント

②パワーハラスメント

③妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

④ペイシェントハラスメント

２　採用に向けた活動等におけるルール

職員は、採用に向けた活動等において、香川県人事委員会事務局が定める、求職者等に対するハラスメントの防止に係る面接･面談等に関するルールに準拠した対応を行うとともに、１（３）に定めるハラスメントの防止のため、病院局職員志望者等に対する言動等に必要な注意を払うよう努めるものとする。

３　採用に向けた活動等におけるハラスメントに関する相談窓口

病院局職員志望者等からの、採用に向けた活動等におけるハラスメントに関する相談に対応するため、病院局県立病院課に窓口を設置する。

＜病院局職員志望者等からの相談窓口＞

連絡先　087-832-3310

相談窓口の担当者は、相談者等のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守する。また、香川県病院局は、相談したことや相談等に係る調査に協力したこと等を理由に、相談者や職員に対し不利益な取り扱いを行わないものとする。